

春日井市強い農業づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、園芸農産の振興及び農産物の流通の改善を図るため、園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け愛知県農林水産部長通知）に基づく事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、農畜産物の高品質及び高付加価値化、低コスト化及び食品流通の合理化等を地域における生産から流通及び消費までを取り組む者が行う次の事業とする。

- (1) 稲麦大豆産地整備事業
- (2) 野菜集団産地整備事業
- (3) 果樹産地整備事業
- (4) 花き産地整備事業
- (5) 茶生産団地整備事業
- (6) 園芸優良種苗供給施設整備事業

(補助対象及び補助率)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表に定めるとおりとする。ただし、愛知県が市に交付する補助金の額を限度とする。

(申請の取下げのできる期間)

第4条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から15日以内とする。

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第8条第1項の規定により、市長の定める軽微な変更の範囲は、別表承認を要する経費の項に掲げる変更以外の変更で補助金の額の変更を必要としないもので、次に定めるものとする。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助の目的の達成に支障がないと認められるもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない範囲を限度とすること。

(2) 補助の目的の達成のための弾力的運用に伴う事業の内容の変更

(3) 補助の目的を損なわない事業計画の細部の変更

(着手及び完了の報告)

第6条 補助事業者は、補助事業に着手し、又は完了したときは、着手又は完了の後速やかに強い農業づくり事業着手(完了)報告書(第1号様式)を作成し、市長に提出しなければならない。

(遂行状況の報告)

第7条 補助事業者等は、市長から補助事業の遂行状況に関する報告を求められた場合は、強い農業づくり事業遂行状況報告書(第2号様式)を作成し、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に事業実績書及び収支決算書を添えて、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)の日から起算して15日を経過した日までに提出しなければならない。ただし、当該日が当該年度末日以降となる場合は、市長が定める日までに提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第10条の規定による補助金の額の確定は、強い農業づくり事業補助金確定通知書(第3号様式)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市長が特別の理由があ

ると認めるときは、その全部又は一部を補助事業の完了前に概算払又は前金払により交付することができる。

2 前項の補助金の交付の請求は請求書（第4号様式）によるものとし、概算払を行った場合の精算払の請求は請求書兼概算払精算書（第5号様式）によるものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

<p>補助対象 経費</p>	<p>農業協同組合、土地改良区、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ）、営農集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体をいう。ただし、法人格を有しない者にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）、消費者団体及び市場関係者（ただし、野菜の取組を対象とした産地管理施設の整備に限る。）、食品事業者（ただし、大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売を行う業者であり、製品加工に必要な処理加工施設に限る。）及び広域的な取組を行わない特認団体（以下「農業協同組合等」という。）が強い農業づくり交付金実施要綱（16生産第8260号平成17年4月1日農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業を実施するに要する次の経費</p> <p>(1) 小規模土地基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ア ほ場整備 イ 園地改良 ウ 農道整備 エ 改植・高接 オ 暗きょ施工 カ 土壌土層改良 キ 特認整備 <p>(2) 共同利用施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 共同育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 有機物処理・利用等施設 キ 産地管理施設 ク 用土等供給施設 ケ 農産物被害防止施設 コ 農業廃棄物処理施設 サ 生産技術高度化施設 シ 種子種苗生産関連施設 セ 農産物被害防止施設 ソ 農業廃棄物処理施設 タ 生産技術高度化施設
--------------------	--

	<p>シ 種子種苗生産関連施設</p> <p>セ 特認施設</p> <p>ソ アからセまでの附帯施設</p>
補助率	<p>補助対象経費の2分の1以内（ただし、補助対象経費の項第2号アに係る経費のうち、稲を対象にした共同育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合及び同号サに係る経費のうち、内部設備を整備する場合は10分の4以内、同号イ及びオに係る経費のうち、中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設及び基礎工事、同号サに係る経費のうち野菜（輸入急増農産物を除く。）を対象とする省エネルギー型モデル温室にあって温室本体を整備する場合並びに同号サに係る経費のうち野菜を対象とする種子種苗大量生産施設を整備する場合は3分の1以内）</p>
承認を要する経費	<p>(1) 事業の内容の変更</p> <p>ア 間接補助事業者の変更</p> <p>イ 事業種目の新設又は廃止</p> <p>(2) 事業費市町村附帯事務費の相互間における経費の変更 補助事業費又は間接補助事業費の30パーセントを超える増減</p>